

農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

令和5年9月

三宅町

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 三宅町は、奈良県北部に広がる大和平野の中央部に位置し、その立地条件を生かして水稻を主体とする農業生産を展開してきたが、近年、経営の発展を図るため、一部の農家で施設園芸の導入が行われている。

今後は、特にこのような施設園芸において、高収益性の作目、作型を担い手を中心に導入して、地域として産地化を図ることとする。また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と園芸作物を主体とした集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指す。

また、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

- 2 三宅町の農業構造については、大都市圏のベッタウン化が進み、また一部の地域では地場産業が盛んで恒常的勤務による安定兼業農家が増加したが、最近、兼業化が進み土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。また、こうした中で、農地の資産的保有意識を持つ傾向が強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、近年、兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。
- 3 三宅町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、三宅町及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり概ね360万円）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり概ね2,000時間）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が三宅町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

- 4 三宅町は、将来の三宅町農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、三宅町は、農業協同組合、農業委員会、県農林振興事務所等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、三宅町地域農業再生協議会を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して上記の三宅町地域農業再生協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化するとともに、農地中間管理事業を活用し、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつける。

特に、近年、増加傾向にある耕作放棄地については、今後耕作放棄地となるおそれがある農地を含め、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体

（以下「認定農業者」という。）等への利用集積を図るなど、積極的に耕作放棄地の発生防止及び解消に努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、認定農業者の育成や集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業協同組合と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、県農林振興事務所の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入、環境に配慮した農業への取り組みを推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

また、担い手の経営管理能力の向上を図るため、複式簿記の導入等を推進する。

さらに、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、農地中間管理事業その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、三宅町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

- 5 三宅町は、三宅町地域農業再生協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協支店単位の研修会の開催等を県農林振興事務所の協力を受けて行う。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

- 6 三宅町の農業を支える担い手の確保・育成は、農業を魅力とやりがいのある職業とし、農業後継者はもちろんのこと、地域農業の維持・発展のために、非農家や他産業から新たに農業経営を営もうとする青年等（以下、新規就農者という。）を確保し、確実に地域に定着することが重要であり、新たな担い手を支援することにより、三宅町の農業の健全な発展を図るものとする。

意欲ある担い手への農地の集積については、農地中間管理事業を活用し、必要に応じて担い手が活用しやすい形で条件整備等を図り、担い手の農地の基盤強化を支援する。

新規就農者については、他産業従事者と均衡する年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり概ね2,000時間）および年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり概ね250

万円)は施設・機械等の初期投資がかさむことを考慮し、過去の新規就農者の所得目標を参考として定める。

特に法第14条の4の青年等就農計画の認定制度については、本制度を新規就農者の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定新規就農者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定新規就農者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、三宅町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。具体的な青年等就農計画の認定は以下のとおり実施することとする。

- (1) 三宅町の区域内において新たに農業経営を営もうする青年等は、青年等就農計画を作成し、これを三宅町に提出して、その青年等就農計画が適当である旨の認定を受けることが出来るものとする。
- (2) 三宅町は提出された青年等就農計画の内容が基本構想に照らし、適切なものであること等の要件に適合するものであると認めるときは、その計画を認定するものとする。
- (3) 就農希望者に対して三宅町では就農に対する相談や研修、青年等就農計画の作成支援などを行い、新規就農を促進するとともに、就農後については定着促進に向けたフォローアップ体制等を整備する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

- (1) 第1の3に示した主たる従事者1人当たりの労働時間・所得の目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に三宅町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、三宅町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]
(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の状態等
[類型1] イチゴ＋トマト	<作付面積> イチゴ 30a 12月どり トマト 30a 半促成 <経営耕地面積> 36a	<資本装備> パイプハウス 30a 育苗ハウス 6a トラクター 20ps 1台 倉庫・作業舎 50㎡ 保冷库 1坪 <その他> ・トマト接ぎ木苗の導入	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制・休日制の実施 ・農繁期の臨時雇用の確保
[類型2] 施設軟弱 (ハウレンソウ＋ミズナ)	<作付面積等> ハウレンソウ 160a ミズナ 40a <経営耕地面積> 40a	<資本装備> パイプハウス 40a トラクター 20ps 1台 倉庫・作業舎 50㎡ <その他> ・ハウレンソウは年間4作	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制・休日制の実施 ・農繁期の臨時雇用の確保
[類型3] トマト＋ハウレンソウ	<作付面積> トマト半促 30a ハウレンソウ 60a <経営耕地面積> 30a	<資本装備> パイプハウス 30a トラクター 20ps 1台 倉庫・作業舎 50㎡ <その他> ・トマト接ぎ木苗の導入 ・ハウレンソウは年間2作	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制・休日制の実施 ・農繁期の臨時雇用の確保

[組織経営体]
(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
[類型4] 集落営農組織 (水稻+水稻 作業受託)	<作付面積> 水稻 500a 水稻作業受託 育苗 1,800a 耕起 2,500a 代掻き 2,500a 田植 2,500a 収穫 4,000a <経営耕地面積> 500a	<資本装備> パイプハウス 20a トラクター 15, 25, 35ps 各1台 代かきハロー 2台 施肥田植機 5条 2台 コンバイン4条刈 4台 トラック 2t 1台 <その他> ・複数品種の導入による作業ピークの分散 ・軽トラック必要台数を借り上げ	・複式簿記の実施 ・経理担当者の育成	・パソコンを利用した従事者管理 ・雇用者の労災保険等の加入

(2) 新たに農業を営もうとする青年等の確保・育成

新規就農者が第1の6に示した主たる従事者1人当たりの労働時間・所得の目標を達成するために目指すべき農業経営の指標として、過去の新規就農者の事例等を踏まえつつ、三宅町における主要営農類型についてこれを示すと次の通りである。

野菜経営				
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
イチゴ専作 (土耕)	<作付面積等> イチゴ 12月どり 15a <経営耕地面積> 19a	<資本装備> パイプハウス 15a 育苗ハウス 4a トラクター20ps 1台 倉庫・作業舎 50㎡ 保冷库 1坪 <その他> ・土耕栽培により初期費用を軽減	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離。 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制・休日制の実施。

イチゴ（土耕） ＋ナス	<作付面積等> イチゴ 12月どり 15a ナス 夏秋栽培 5a <経営耕地面積> 24a	<資本装備> パイプハウス 15a 育苗ハウス 4a トラクター20ps 1台 倉庫・作業舎 50 m ² 保冷库 1坪 <その他> ・イチゴは土耕栽培により初期費用を軽減		
----------------	---	--	--	--

第3 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

三宅町の農畜産物を安定的に生産し、三宅町農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、県農林振興事務所、農業協同組合、なら食と農の魅力創造国際大学校等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、三宅町農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 三宅町が主体的に行う取組

三宅町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、県農林振興事務所や農業協同組合、なら食と農の魅力創造国際大学校などの関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備か

ら定着まで一貫して行う。

これらのサポートは三宅町が主体となり、県、農業委員会、農業協同組合等の関係団体が連携し、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築する。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

三宅町は、新たに農業を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

三宅町は、県、農業委員会、農業協同組合等の関係機関と連携しつつ、三宅町が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 県農業会議、農地中間管理機構である公益財団法人なら担い手・農地サポートセンター（以下、「サポセン」という。）、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

三宅町は、三宅町地域農業再生協議会及び農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、三宅町の区域内において後継者がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、サポセン、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者（経営体）に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積シェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度とする。

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標	備 考
面積のシェア：３４％ なお、面的集積の目標については、三宅町において作成される地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、担い手間の調整や圃場整備等を行い、県、三宅町、農業委員会、サポセン等が一体となって農用地の利用調整に取り組み、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連たん化や団地面積の増加を図ることとする。	目標年度における農用地面積予測値 １３５ha (利用集積目標面積 ４６ha)

２ その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(１) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

三宅町では、米を主体とした農業生産が展開されており、農用地の利用については認定農業者を中心とした担い手への集積が進んでいるが、集積された農地は比較的分散しており、ほ場間の移動が多いことや大型機械の導入ができないなど、効率的な作業が進まず、結果として労働時間や経費がかさむことになり、担い手が経営のコストダウンを図る上で課題となっている。

また、担い手が少ない地域においては、一部耕作放棄地化した農用地が近年増加傾向にある。

(２) 地域計画に基づいた今後の農地利用等の見直し及び認定農業者等への農用地の利用集積等

三宅町では、分散農地の解消策、担い手への面的な集積、受け手の確保、戦略作物の導入等について適切な施策を講じなければ、耕作放棄地が増大し、町の主要産業である農業に重大な支障を及ぼすおそれがある。

このため、認定農業者を中心とした効率的かつ安定的な経営体を育成し、それらの者に地域の農地を面的に集積することを誘導するとともに、農地のあり方を地域内で合意形成する地域計画の策定を進め、地域計画に基づき、関係機関との連携や農地中間管理事業の活用により、担い手への農地の集積・集約化を図り、それらが一体となって地域の農地を守る体制の整備等を進めることにより、三宅町の農地の効率的利用を目指し、もって主要産業である農業の振興を図る。

(３) 地域計画の実現に向けた具体的な取組内容及び関係機関及び関係団体との連携等

三宅町の地域計画の実現を図るため、以下の施策等を積極的に推進することとする。

- ① 認定農業者、集落営農組織、法人等効率的かつ安定的な経営体の育成
- ② 地域の実情にあわせた多様な担い手の育成
- ③ サポセンの活用による①及び②に対する農地の面的集積の促進
- ④ 耕作放棄地解消のための基盤整備等の実施
- ⑤ ブロックローテーションの推進及び戦略的作物の導入
- ⑥ 農地中間管理事業およびサポセンが行う特例事業の活用

なお、これらの施策の円滑な推進のため関係機関との間で農地に係る情報提供の共有化を進めるとともに、三宅町、農業委員会、サポセン、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形で農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速させる。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する基本的な事項

三宅町は、奈良県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5-4「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、三宅町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

- ① 協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに設定することとし、開催にあたっては、三宅町の広報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。
- ② 参加者については、農業者、三宅町、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、サポセン、土地改良区、奈良県、その他関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を産業振興課に設置する。
- ③ 農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。
- ④ 三宅町は、地域計画の策定にあたって、奈良県、農業委員会、サポセン、農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 利用権設定等促進事業に関する事項

令和4年法律第56号（農業経営基盤強化促進法等の一部改正）により、市町村基本構想の記載事項から「利用権設定等促進事業に関する事項」が削除されたが、同法経過措置により令和7年3月31日まで引き続き農用地利用集積計画の作成を行うことができることとされている。このため三宅町においては、法改正の趣旨を踏まえ同事項を削除する上で、経過措置の間は、改正前の農業経営基盤強化促進法第6条の規定により定められた「三宅町農業経営基盤強化促進基本構想」（令和4年3月策定）に基づき、農用地利用集積計画の作成等を行うこととする。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

地域計画の実現にあたっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、

地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

(1) 農作業の受委託の促進

三宅町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は、農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

オ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんや農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

三宅町は、1 から3までに掲げた事項の推進にあたっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 三宅町は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特に、転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努める。

イ 三宅町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うにあたっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

三宅町は、農業委員会、県農林振興事務所、農業協同組合、土地改良区、サポセン、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及びサポセンは、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、三宅町地域農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、三宅町は、このような協力の推進に配慮する。

第6 農地中間管理事業の推進に関する事項

1 サポセンを三宅町における意欲ある担い手への農用地の集積・集約化と耕作放棄地の発

生防止・解消を進める中核的な事業体として位置づけ、関係機関との連携を密にして、最大限に活用する。

農地中間管理事業の推進にあたっては、「地域計画」に基づき農用地を集積し、地域ぐるみで農用地の流動化に取り組む区域や農用地の利用の効率化及び高度化を促進するためにサポセンが貸付けを行う担い手の農用地の利用状況等を把握し、分散錯圃の解消を図り、連担化、団地化を図る。また、再生して周辺の農用地と一体的かつ効率的に利用することが可能な耕作放棄地は速やかに再生利用を図り、耕作放棄地の解消・未然防止に積極的に取り組む。

なお、農用地として利用することが困難なときは、農地中間管理権を取得しないものとする。

2 農地中間管理事業のほか、サポセンが行う次に掲げる特例事業も活用し、農地集積・農地集約化の取組を推進する。

- ① 農用地等を買入れ、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業（農地売買等事業）
- ② 農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し、当該農用地等の価格の一部に相当する金額の貸付けを行う事業
- ③ 農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農地所有適格法人に対し、1の農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与される持分又は株式を当該農地所有適格法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業。
- ④ ①の農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、令和4年3月31日から施行する。
- 2 令和5年9月26日改正

